

原案可決
賛成多数

第1号発議案

拉致事件の早期解決を図るため、万景峰92号入港禁止措置等の経済制裁措置の更なる継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 総務文教委員長 西川洋吉

新潟県会議長 三林碩郎様

拉致事件の早期解決を図るため、万景峰92号入港禁止措置等の経済制裁措置の更なる継続を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、昨年の日朝実務者協議において再調査の実施について合意したにもかかわらず、北朝鮮が不誠実な態度を取り続け何らの進展もない状況にある。

また、核に関連する諸問題についても誠実な対応を見せないばかりか、ミサイルの発射を行うことを宣言するなど恫喝外交を繰り返している。

よって国会並びに政府におかれては、4月13日に万景峰92号をはじめとする北朝鮮籍船の入港禁止措置や全ての品目の輸入禁止措置の期限を迎えることとなるが、拉致事件の早期解決を図るため、北朝鮮に対して引き続き現行の制裁措置を継続し圧力をかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様	
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様	
内	閣	総	理	大	麻	生	太	郎	様	
外	務	務	大	臣	中	曾	根	弘	文	様
財	務	務	大	臣	与	謝	野	馨	様	
経	済	産	業	大	二	階	俊	博	様	
国	土	交	通	大	金	子	一	義	様	
防	衛	衛	大	臣	浜	田	靖	一	様	
内	閣	官	房	長	河	村	建	夫	様	

原案可決
賛成多数

第2号発議案

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	尾沢小	身野川	孝和	昭修雄	齋中	藤原	隆八	景一	佐柄	藤沢	正	純三
賛成者	皆佐小 小岩中 小渡三 石内佐 小松横	川藤島 林村野 野辺富塚 山藤山 山川尾	雄卓 林良 峯惇佳 五信芳 幸又幸	二之隆 一洗生夫 一健郎 幸元 日秀	小市片 西金小帆 石星進 宮市志 佐長	林村野 川谷野 苧井野 崎川田 藤川	一孝 洋国謙 伊直 増政邦 浩き	大猛吉 彦忍治 修夫郎 次広男 雄よ	富楡桜 佐早村 長東梅 大竹若 青中	樫井井 藤川松 津山谷 瀨山月 木川	一辰甚 莞吉二 光英 昭 太力	成雄一 爾秀郎 郎機守 健二仁 郎子

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年の地方分権一括法の施行以降、地方分権推進の動きが着々と進行する中で、二元代表制の下、地方議会の役割は、一層増大しており、住民代表機能のさらなる充実や監視機能の強化などが強く求められている。

今後、地方議会が住民の期待に応え、その役割を十分に発揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要があり、そのため、本議会は議員発議による政策条例の制定をはじめ改革に積極的に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる充実強化を図るためには、制度的に解決すべき課題があり、議会の招集権を議長に付与することや活動実態が専門化している都道府県議会議員について、その役割にふさわしい位置付けを法的に明確にすることなど、本議会としても従前から制度改正を強く要望してきたところである。

現在、第29次地方制度調査会において、「監査機能の充実・強化」、「議会制度のあり方」について調査・審議されているところであるが、この二つは相互に関連していることから、全体としてバランスがとれ、かつ、実効性の上がる制度の構築に向け十分配慮した検討がなされるべきものである。

しかし、同調査会の審議動向を見ると、ややもすれば実態を離れた理念先行的な議論が散見される一方で、先の第28次地方制度調査会において、議会制度に関して今後の検討課題とされた事項の論議が進められていないなど、今後とりまとめられる答申が果たして現実の機能強化につながる内容となるのか、危惧せざるを得ない状況にある。

よって政府におかれては、真に都道府県議会の充実強化となる制度改正に向け、下記の事項について今次の地方制度調査会において十分審議を行い、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 議会の自立性を高め、真の二元代表制を実現するため、議会の招集権を議長に付与すること。
 - 2 監査委員制度については、住民の代表者たる議選の監査委員が監査の公正と機能の充実に大きく寄与している現状を踏まえ、議選委員の存続を基本とした制度とすること。
 - 3 第28次地方制度調査会において今後の検討課題とされた「公選職」の具体的内容について検討し、議員の位置付けを明確にすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

内閣総理大臣 麻生 太郎 様
総務大臣 鳩山 邦夫 様

原案可決
賛成多数

第3号発議案

公共事業に係る地方財政の充実に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	沢野	修	尾	身	孝	昭	齋	藤	隆	景
	佐藤	純	中	原	八	一	柄	沢	正	三
	小川	和雄								
賛成者	皆川	雄二	小	林	一	大	富	櫻	一	成
	佐藤	卓隆	市片	村野	孝	一	富	井井	辰	雄
	小島	林良	西金	川谷	洋	猛吉	楡桜	井藤	甚莞	一爾
	小岩	野	小帆	野野	国謙	彦忍	佐早	川松	吉二	秀郎
	中野	峯	石	野野	伊	治修	村長	津山	光三	郎機
	小渡	惇佳	星	井野	佐	夫子	東若	山月	英	仁男
	三小	芳太	竹	島川	良	又	志佐	田藤	邦	雄
	青木	力	松	尾	幸	秀	長	谷川	浩	よ
	中川	子	横						き	

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

公共事業に係る地方財政の充実に関する意見書

地方財政がひっ迫している現在、国の直轄事業負担金や新幹線建設に係る負担金のあり方について、地方自治体から見直しを求める声が相次いでいる。

真に地方分権の進展を図るため、国と地方の適切な役割分担に基づき、直轄事業をはじめとする地方の事業費の負担割合を見直すとともに、その役割に見合った財源配分を行い、地方が自立できる財政制度を確立する必要がある。

また、100年に一度といわれる経済危機に対峙するため、緊急経済対策を実施しているところであるが、特に、地方においては公共投資関連施策による波及効果と即効性の発揮が期待されていることから、ひっ迫した地方財政に配慮した財政措置を講じることにより、地方においても公共投資の効果が十分に発揮される財政制度を早急に構築する必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、地方分権の精神に基づき、直轄事業負担金をはじめとする地方の事業費の負担割合を見直すなど地方財政の充実を図る制度を早急に構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
財務大臣	与謝野馨様
農林水産大臣	石破茂様
国土交通大臣	金子一義様

原案可決
賛成多数

第4号発議案

北朝鮮のミサイル発射に係る意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	小佐柄	林藤沢	一正	大純三	尾沢小	身野川	孝和	昭修雄	齋中	藤原	隆八	景一
賛成者	皆市片西金小帆石星進宮市松横	川村野川谷野苺井野崎川川尾	雄孝洋国謙伊直増政幸	二一猛吉彦忍治修夫一郎次広三秀	冨楡桜佐早村長東梅大竹志佐長	櫻井井藤川松津山谷湊山田藤川	一辰甚莞吉二光英昭邦浩き	成雄一爾秀郎機守健二男雄よ	佐小小岩中小渡三石内佐青中	藤島林村野野辺富塚山藤木川	卓林良峯悼佳五信太力	之隆一一洸生夫一健郎幸郎子

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

北朝鮮のミサイル発射に係る意見書

世界平和と核の拡散防止を求める各国の願いのもと、北朝鮮をめぐる6か国協議が粘り強く行われ、北朝鮮に対して核開発の中止を求めるとともに、国際社会における孤立化に対し警告を発してきたところである。

然るに、北朝鮮はこの度、これらの警告を一切無視し、ミサイルの発射を宣言している。このことは、我が国の安全保障のみならず、世界の平和と協調を脅かす暴挙であり、到底看過することができないものである。

よって国会並びに政府におかれては、このような暴挙を許すことなく、北朝鮮に対して厳重に抗議するとともに、ミサイルが発射された場合には、自衛隊に破壊措置命令を発令し、ミサイル防衛システムを活用して北朝鮮のミサイルを迎撃・破壊するなど防衛体制上のあらゆる手段を用いてこの脅威を除去することはもとより、日本国内における北朝鮮関係団体の資産の凍結などをはじめとする、より効果的な厳しい制裁措置を行うよう強く望むものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
外務大臣	中曾根弘文様
財務大臣	与謝野馨様
経済産業大臣	二階俊博様
国土交通大臣	金子一義様
防衛大臣	浜田靖一様
内閣官房長官	河村建夫様

原案可決
賛成多数

第5号発議案

対馬における外国人による土地取得に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	富佐柄	榎藤沢	一正	成純三	尾沢小	身野川	孝和	昭修雄	斎中	藤原	隆八	景一
賛成者	皆市片西金小帆石星横	川村野川谷野苅井野尾	雄孝洋国謙伊幸	二一猛吉彦忍治修夫秀	小榆桜佐早村長東志	林井井藤川松津山田	一辰甚莞吉二光英邦	大雄一爾秀郎機男	佐小小岩中小渡三中	藤島林村野野辺富川	卓林良峯惇佳力	之隆一一洸生夫一子

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

対馬における外国人による土地取得に関する意見書

古来より我が国の防衛の要衝であり、防人の島である長崎県の対馬において、近年、韓国からの観光ラッシュに続き、韓国資本によって島内の不動産が5,500坪も買い占められ、かつ海上自衛隊の基地に隣接する土地にリゾートホテルが建設され多くの韓国人観光客に利用されている状況は、国防の観点からも異常な事態にあるものと言わざるを得ない。

また、韓国においては、我が国の領土である島根県の竹島を違法に占拠しているばかりか、対馬を韓国の領土であると主張する国会議員も少なからずいるため、対馬が第二の竹島になる事態も懸念されているところである。

よって国会並びに政府におかれては、対馬における国防等に関連する機関・施設の新規設置や拡充を図るとともに、外国資本による不動産買収の規制など領土保全に対する特別措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
外務大臣	中曾根弘文様
財務大臣	与謝野馨様
経済産業大臣	二階俊博様
国土交通大臣	金子一義様
国防大臣	浜田靖一様

原案可決
賛成多数

第6号発議案

経済危機に対する適切な対応を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	岩佐柄	村藤沢	良正	一純三	尾沢小	身野川	孝和	昭修雄	齋中	藤原	隆八	景一
賛成者	皆佐小小帆石星青中	川藤島林谷野新井野木川	雄卓林国謙伊太力	二之隆一彦忍治修夫一郎子	小市片西早村長東竹松横	林村野川川松津山島川尾	一孝洋吉二光英良キ幸	大猛吉秀郎機子ヨ秀	富榆桜佐中小渡三志佐	樫井井藤野野辺富田藤	一辰甚莞峯惇佳邦浩	成雄一爾洗生夫一男雄

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

経済危機に対する適切な対応を求める意見書

100年に一度といわれる経済危機に対して、政府においては1次補正予算、2次補正予算及び平成21年度当初予算において、さまざまな対応を行ってきた。

しかしながら、残念なことに民主党をはじめとする野党による政策よりも政局を重要視するという戦略により審議が進まず、経済対策については、時宜を得た適切な対応が求められるにもかかわらず、時々変化する経済状況に対応し切れていない状態にある。

このたびの経済危機の発端であるリーマン・ブラザーズの経営破綻時においては、我が国は、その影響が少ないと見られていたにもかかわらず、今やその影響を大きく受けている状況にある。

経済対策は、その状況を的確に把握するとともに迅速な対応をとらなければ、何らの効果を得ることもできないものである。

よって国会並びに政府におかれては、日本経済の早急な回復を図るため、現下の状況を正確に把握するとともに、ひっ迫する地方財政に配慮した措置を講じつつ、公共投資関連施策をはじめとした雇用の創出と安定に資する総合的な緊急経済対策を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
財務大臣	与謝野馨様
厚生労働大臣	舛添要一様
農林水産大臣	石破階一様
経済産業大臣	二階俊博様
国土交通大臣	金子一義様
経済財政政策担当大臣	与謝野馨様

原案否決
賛成少数

第7号発議案

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 大 淵 健 佐 藤 信 幸 市 川 政 広

賛成者 梅 谷 守 石 塚 健 進 直一郎
内 山 五 郎 宮 崎 増 次 竹 山 昭 二
若 月 仁 小 山 芳 元 竹 島 昭 子
青 木 太一郎 松 川 キ又ヨ 佐 藤 良 浩
中 川 カヨ子 長谷川 き よ

新潟県議会議長 三 林 碩 郎 様

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

米国発の金融危機に端を発した世界的な経済不況の中、我が国においても景気後退が加速し税収が落ち込む一方、経済や雇用の安定等を図るための歳出需要が膨らみ、国、地方自治体を問わず厳しい行財政運営を強いられている。

そのような状況においても、地方自治体は、事業の優先順位や工事費の妥当性も国が決め、地方の裁量権がほとんどない国直轄事業の負担金を拠出しなければならず、当該自治体の行財政運営の自由度は大きく制約されているところである。また、地方自治体は国直轄事業の維持管理に係る費用を一部負担しているが、地方自治体が行う事業の維持管理については一般的に国の負担がないことから、国直轄事業の維持管理に係る費用については、管理主体である国が全額負担すべきである。

本来、国直轄事業は全国的な見地から必要とされる国家的政策として、国の責任と負担において実施されるべきものであり、地方自治体に対して個別に負担金が課されることは、国と地方の適切な役割分担の観点から見直しが必要であり、地方分権が叫ばれているなか、権限移譲やその役割に見合った財源配分を行い、地方が自立していける行財政制度を確立することが重要である。

よって国会並びに政府におかれては、分権型社会を構築するため国直轄事業負担金を廃止して国の責任と負担において国直轄事業を実施することとし、とりわけ維持管理に係る負担金については早急に廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県会議長 三 林 碩 郎

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様
内	閣	総	理	大	麻	生	太	郎	様
総	務	大	臣	臣	鳩	山	邦	夫	様
財	務	大	臣	臣	与	謝	野	馨	様
農	林	水	産	大	石	破		茂	様
国	土	交	通	大	金	子	一	義	様

原案否決
賛成少数

第8号発議案

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 石塚 健 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 梅谷 守 進 直一郎 大 淵 健
内山 五郎 宮崎 増次 竹山 昭二
若月 仁 小山 芳元 竹島 良子
志田 邦男 青木 太一郎 松川 キヌヨ
佐藤 浩雄 中川 カヨ子 長谷川 きよ

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

不況下における緊急雇用対策の強化を求める意見書

米国発の金融危機に端を発した経済不況の影響は、我が国にも甚大な影響を及ぼし、国民生活の基盤である雇用にも影を落としている。厚生労働省の調査では、3月末までの6か月間に職を失ったか、または失われることが決まっている非正規労働者は157,806人にも上り、まだまだ歯止めがかかる状況ではない。非正規労働者のためのセーフティーネットは脆弱であり、一度派遣切りをされたら、住む家さえもない者も多く、セーフティーネットの構築は、緊急の課題である。

また、内定採用取り消し者数は、厚生労働省の調査では、全国で1,574名にも上り、発表のたびに増加している中、企業が安易な内定取り消しを行わないようにする処置が求められている。景気悪化がどこまで進むかはわからず、地方自治体も雇用対策は講じているものの財政的に限界がある。

このような不安定な雇用状況は、国民の不安を増幅させ、未来に希望の持てない社会を作り、経済安定に不可欠な安心感を枯渇させ、より一層の格差社会を生み出すことは容易に想像できる。この厳しい経済状況下において、より大胆で効果的な雇用対策を打ち出すことが日本政府の責務である。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 企業が安易な解雇、内定取り消しを行わないよう、職業安定所の指導を強化するとともに、必要な法整備を行うこと。
 - 2 事業主に対して助成される雇用調整助成金について要件の緩和や支給日数の延長等を行い、「派遣切り」の防止をはじめ、雇用の維持のための活用を推進すること。
 - 3 雇用のセーフティーネットを強化するため、雇用保険の適用対象者の拡大、失業給付（基本手当）の受給資格要件の緩和、基本手当日額の増額等について雇用保険法を改正すること。
 - 4 労働者派遣は一時的・臨時的雇用に限定するとの原点に立ち返り、雇用が不安定で労働安全衛生管理などの使用者責任が不明確な現行制度を見直し、労働者派遣法を改正すること。
 - 5 医療・介護、福祉、環境、新エネルギー、農林水産業などの分野での就労を支援するため、職業訓練・就労支援などを行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院議長 長
参議院議長 長
内閣総務大臣 長
総務大臣 長
財務大臣 長
厚生労働大臣 長
農林水産大臣 長
経済産業大臣 長
経済財政政策担当大臣

河野洋平 様
江田五郎 様
麻生太郎 様
鳩山由紀夫 様
与謝野馨 様
舛添要一 様
石破茂 様
二階俊博 様
与謝野馨 様

原案否決
賛成少数

第9号発議案

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 梅谷 守 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 石塚 健 進 直一郎 大 渕 健
内山 五郎 宮崎 増次 竹山 昭二
若月 仁 小 山 芳元 竹島 良子
志田 邦男 青木 太一郎 松川 キヌヨ
佐藤 浩雄 中 川 カヨ子 長谷川 きよ

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を求める意見書

2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業など、さまざまな分野で格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増している。また時代の変化から労働形態は多様化し、現在の法律では対応しきれない面もある。それに加え、米国発の金融危機は国内経済に衝撃を与え、雇用にも影響。企業からの派遣切りや採用取り消しなど雇用不安は全国的に波及し、労働に関する問題は山積している。

こうした中で、働く者が同時に出資者であり、経営者でもある「協同労働」は、仕事おこし・地域づくりの観点から注目されている。特に中山間地を多く抱える我が県においては、過疎化と高齢化が進む中で地域維持が大きな問題となっているが、「自立した継続可能な地域社会づくり」を推進する観点からも「協同労働」は重要である。

しかし日本では、法的根拠がないため、社会的な信用が得にくく、事業・経営の安定化に必要な法人格が取れないのが現状である。すでに欧米では「協同労働の協同組合」の法整備がされており、日本でも3万人を超える人たちが協同労働という働き方を実践していると言われ、事業規模も年間300億円を超えている。

出資・経営・労働が三位一体になった新しい働き方は、経済的な格差を是正し、国民に安心して継続的に働ける場を提供する。また、コミュニティーの再生や現在の雇用不安を緩和し労働環境改善の観点からも、「協同労働の協同組合」は日本社会において不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、多様な働き方が可能な環境整備と、雇用創出や地域活性化への有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆	議	院	議	長	河	野	洋	平	様
参	議	院	議	長	江	田	五	月	様
内	閣	総	理	大	麻	生	太	郎	様
総	務	大	臣	臣	鳩	山	邦	夫	様
厚	生	労	働	大	舛	添	要	一	様
経	済	産	業	大	二	階	俊	博	様

原案否決
賛成少数

第10号発議案

農林漁業・農山漁村の再生に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者 佐藤 信幸 市川 政広

賛成者 梅谷 守 石塚 健 進 直一郎
大淵 健 内山 五郎 宮崎 増次
竹山 昭二 若月 仁 小川 芳元
志田 邦男 青木 太郎 松川 キヌヨ
佐藤 浩雄 中川 力ヨ子 長谷川 きよ

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

農林漁業・農山漁村の再生に関する意見書

我が国は、大変豊富な自然環境と四季に恵まれた美しい国である。その風景の一端を支えているのは農山漁村であるが、今この農山漁村が存続の危機に瀕している。農林漁業就労者は経済的に不安定になりやすく、また高齢化が進んでいるため、後継者不足は慢性化し、大きな問題となっている。特に本県は中山間地域を多く抱え、中山間地域住民が安全・安心な生活をするために地域再生は喫緊の課題である。

農山漁村は、生産をするだけではなく環境の面でも大きな貢献をし、その多面的機能は多岐にわたり国の宝である。農林漁業・農山漁村の再生は、食料自給率向上や安全安心な食品を国民に提供する面から見ても、国が主体的に取り組まなければならない課題である。

農林漁業を再生し持続的に発展させるために、農山漁村の6次産業化は重要である。6次産業化を積極的に支援することにより、付加価値のより多くの部分を地方に帰属させ、自立した地域経済生活圏を確立し、農林漁業・農山漁村を再生することが可能となる。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 「6次産業化」に必要な人材を確保・育成し、地方公共団体と各産業界が連携したネットワーク作りを進めるため、財源と権限の地方への移譲、金融・税制・補助金・規制の見直し等を総合的かつ一体的に実施すること。
 - 2 農山漁村の多面的な機能に着目し、教育、医療・介護の場として農山漁村を活用するとともに、園芸療法、森林セラピー等による癒し効果のメカニズム、自然治癒力の回復を検討し、これらの療法の公的医療・介護保険における在り方について検討すること。
 - 3 農山漁村地域が創意・工夫を発揮できるように、現在の土地利用に関する諸制度を抜本的に見直し、土地利用を一体的かつ総合的に行うことの出来る新たな土地利用制度を創設し、定住人口・交流人口の増大に係る施設整備、都市部への情報発信について支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆議院
参議院
内閣総務大臣
総務大臣
財務省大臣
文部科学大臣
厚労省大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
経済財政政策担当大臣

長官
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣
大臣

河野洋平
江田五月
麻生太郎
鳩山由紀夫
与謝野馨
野田聖子
山田太郎
野谷史郎
谷本裕見子
添田道明
破産
階子
藤野

要俊一
鉄

様
様
様
様
様
様
様
様
様
様
様
様

原案否決
賛成少数

第11号発議案

安定的・持続的な除雪体制の構築に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成21年3月26日

提出者	佐藤信幸	市川政広						
賛成者	梅谷	守	石塚	健	進	直一郎		
	大	健	内	五	宮	増次		
	竹	二	若	邦	小	芳元		
	竹	子	志	男	青	太一		
	松	又	佐	雄	中	力		
	横	幸	長	よ		子		
		秀	谷					
			川					

新潟県議会議長 三林碩郎様

安定的・持続的な除雪体制の構築に関する意見書

除雪事業は、積雪寒冷地域の経済活動や住民生活を支える根幹的な事業であり、安定的・持続的な除雪体制を構築することは、地域住民が安心して暮らせる生活環境の確保にとって不可欠である。

一方、地方財政が厳しいなか、地方自治体が除雪事業に対して毎年多額の費用を負担することには限界がある。

よって国会並びに政府におかれては、除雪事業の円滑な実施のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 降雪状況に影響されない安定した除雪体制を維持するため、除雪オペレーター確保の人件費の補償や除雪機械維持に係る固定経費に対し、除雪業者の経営安定に向けた新たな制度化や財源支援措置を講ずること。
 - 2 都道府県管理道路については、雪寒法による補助事業により措置されているが、都道府県単独費の持ち出しが発生するなど、必要額が十分に確保されていない状況にあるため、道路除雪経費の補助額の全額確保を図ること。
 - 3 各自治体が除雪体制強化の面から、現在財政的にも制度的にも除雪機械を増設することが難しいため、除雪機械を増強できるよう制度の拡充を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月26日

新潟県議会議長 三 林 碩 郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
財 務 大 臣	与 謝 野 馨 様
国 土 交 通 大 臣	金 子 一 義 様